

岡山市ごみ収集ステーション等施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 ごみの分別収集事業を推進し、可燃性及び不燃性のごみ(粗大ごみを除く。以下同じ。)並びに資源化物、廃乾電池及び体温計(以下「資源化物等」という。)の収集を確実かつ効率的に行うため、ごみ収集ステーション及び資源化物収集ステーション(以下「ごみ収集ステーション等」という。)の施設整備を行う地域団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ収集ステーション 岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(以下「廃棄物処理条例」という。)第24条第2項に規定する集積場のうち主として家庭から排出される可燃性及び不燃性のごみの集積及び収集のために設けられたものをいう。
- (2) 資源化物収集ステーション 廃棄物処理条例第24条第2項に規定する集積場のうち主として家庭から排出される岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則(平成6年市規則第124号。以下「廃棄物処理規則」という。)第9条第1項第1号に規定する資源化物等の集積及び収集のために設けられたものをいう。

(補助対象)

第3条 補助金交付の対象とするごみ収集ステーション等の施設整備は次のとおりとする。

- (1) 地域住民の合意に基づき、当該地域団体が自主的に施設整備を行おうとするもの
- (2) ごみ収集ステーション等の施設整備にあつては、当該施設整備が可燃性及び不燃性のごみ又は資源化物等の収集作業その他ごみ処理作業の効率化に資するもの
- (3) 資源化物収集ステーションの施設整備にあつては、当該資源化物収集ステーションを100世帯以上の世帯が利用するものであるもの。ただし、100世帯未満の世帯で利用する場合であっても、地域団体として独立したものである場合、またはその他地理的事情等によりやむを得ない場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては補助の対象としない。

- (1) 住宅団地等の造成又は共同住宅の建設等に当たり地方公共団体と事前に協議し、造成者又は建設者等においてごみ収集ステーション等の施設整備をすることとされているもの
- (2) 専ら国, 地方公共団体, 公社又は各種事業所の職員の住居に当てるため設けられた住宅団地に係るもの
- (3) 過去5年度の間、同一箇所でごみ収集ステーション補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたもの
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、当該ごみ収集ステーション等の施設整備に要する工事費(用地費その他名称のいかんを問わず用地取得に係る一切の経費を除く。)の額(100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。

2 補助金の限度額は、200,000円(ごみ収集ステーション等を新設する場合にあって400,000円)とする。また、ごみ収集ステーションと資源化物ステーションとを兼ねる場合の施設整備に係るものについても同様とする。

(関係者の同意)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、ごみ収集ステーション等の設置及び施設整備について、関係地域住民の合意並びに当該ごみ収集ステーション等の施設を設置しようとする土地の地権者、管理者及びごみ等収集機関その他関係者の同意を得なければならない。

(補助金等交付申請書添付書類)

第6条 規則第5条第1項第1号の規定により、補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)が補助金等交付申請書に添付しなければならない事業計画書は、ごみ収集ステーション等施設整備費補助事業計画書(様式第1号)とする。

2 申請者は、前項並びに規則第5条第1項第2号並びに第5号に規定する書類のほか、次の各号に掲げる書類を補助金等交付申請書に添付しなければならない。

- (1) 位置図, 敷地関係図, 平面図及び立面図
- (2) 工事見積書又は経費見積書
- (3) 関係者の同意書

3 規則第5条第1項第3号並びに第4号に規定する書類は, 規則第5条第2項の規定により添付を要さないものとする。

(実績報告)

第7条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は, 次のとおりとする。

(1) 領収書の写し, またはこれに類する書類

(2) ごみ収集ステーション等の完成写真

(維持管理)

第8条 補助事業者及びこの要綱による補助金の交付を受けて整備したごみ収集ステーション等の利用者は, 常にその清潔を保持し, 及び整備を行う等適切な維持管理を行い, 他地区の範となるよう努めなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか, 必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は, 平成31年4月1日から施行する。

(岡山市ごみ収集ステーション等施設整備費補助金交付要綱の廃止)

(経過措置)

2 この要綱施行前になされたごみ収集ステーション等の施設整備費に係る補助金等に関する申請, 交付の決定その他の行為は, この要綱の規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は, 令和7年4月1日から施行する。